

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の  
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（67）

2. 日時：令和3年3月9日（火）10：15～12：05

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室  
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、有吉上席安全審査官、片野安全審査官、佐々木技術  
参与、山田係員

技術基盤グループ システム安全研究部門

石津主任技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他11名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和3年3月2日の審査会合で作成を求めた審査の中間取りまとめ資料のうち設置許可基準規則第13条（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）、設置許可基準規則第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）の追加の評価事故シーケンス、及び SUPER-COPD コードについて配布資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

（1）小型高速炉の特徴として常陽炉心の一部でボイド反応度が正になることについて、審査の中間取りまとめ資料中の設置許可基準規則第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）の説明に含めること。

（2）原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料1：高速実験炉「常陽」における運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止並びに多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止

資料2：第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）に係る説明書（その2：炉心損傷防止措置）、（その3：格納容器破損防止措置）-炉心流量喪失時原子炉停止機能喪失（ULOF（iii））-  
-除熱源喪失時原子炉停止機能喪失（ULOHS（iii））-

【中間報告】

資料3：SUPER-COPDのモデル及び妥当性確認について